

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年7月21日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成28年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
子ども女性相談センター (西部子ども相談センター)	平成29年4月6日
斯道学園	〃
障害福祉相談所	〃
東讃保健福祉事務所	平成29年4月7日
食肉衛生検査所	平成29年4月10日
西讃保健福祉事務所	〃
保健医療大学	平成29年4月12日
中讃保健福祉事務所	平成29年4月14日
精神保健福祉センター	平成29年4月26日
健康福祉総務課	平成29年5月10日
薬務感染症対策課	〃
生活衛生課	〃
子育て支援課	平成29年5月11日
障害福祉課	〃
医務国保課（国民健康保険室）	〃
長寿社会対策課	平成29年6月1日
川部みどり園	平成29年6月27日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 旧香川県立保育専門学院証明手数料の収納事務について、証紙や証券の受領に関し不備が散見された。(子育て支援課)

(イ) 准看護師試験手数料の納付に係る証紙について、消印のないものや不鮮明なものがあった。また、証紙を収納した日ではなく、全て同じ日付の消印が押されており、証紙収納簿も作成されていない。 (医務国保課)

イ 支出について

(ア) 超過勤務手当について、支給漏れがあった。 (中讃保健福祉事務所)

(イ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。 (子育て支援課)

(ウ) 高速道路利用に係る通勤手当について、通勤のためとはいえない利用に対し、誤って手当を支給していた。 (医務国保課)

(エ) 支出命令書について、出納員の支払決定の決裁がされていないものがあった。また、支出命令書添付書類の審査済印の日付を誤って支払予定日としているものがあった。 (保健医療大学)

ウ 契約について

(ア) 平成27年度社会福祉総合センター管理委託について、当該年度末に履行の確認がされていない。また、委託料の精算に伴う取扱いの根拠を明らかにしておくことが望ましい。 (健康福祉総務課)

(イ) 委託事業の成果報告書の提出に当たっては、委託した事業の実施内容が明確になるよう受託者に記載させる必要がある。 (障害福祉課)

エ 財産について

(ア) 貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。 (東讃保健福祉事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし